

〔答弁〕どの自治体でも施設・設備の維持管理に要する費用に大きな差はないが、人口密度が使用料に反映するため、大都市や人口密度の高い自治体では安く事業運営ができる傾向がある。

よる意見の結果として出たものである。
〔質疑〕使用料改定案の上昇率を再考する余地や段階的に値上げする激変緩和措置を考へはないのか。

〔質疑〕今回の使用料改定案の上昇率が平均31.2%となったことに関し、年金生活者や子育て家庭への家計に与える影響に対して、審議会の中で意見は出なかったのか。

〔答弁〕当然に15%、20%の上昇率での検討もしてきており、激変緩和措置についての検討もしてきたが、汚水については受益者負担という国の指導や今後さらなる人口減少による使用料収入減少を考慮し、課題を先延ばししないため、最終的に平均31.2%の上昇率での提案となった。

また、審議会の委員は下水道区域内外、双方の委員がいて、その意見の結果が今回の答申となったのか。

〔質疑〕下水道事業の役割から見れば、受益者だけが負担すべきものではなく、一般会計からも適切な割合で負担すべきではないか。

〔答弁〕年金生活者や子育て家庭への家計に与える影響については、審議会の中で当然話し合われ、懸念する意見もあったが、下水道事業の現状、本市の将来等全体を考えると、改定はやむを得ないとの意見となり、今回の審議会の答申となった。

〔答弁〕一般会計からの繰り出し基準は、毎年国から通知があり、その基準に合致する部分については、公費での負担ということ「一般会計から繰り出している。また、基準外の部分は、受益

また、審議会は下水道区域内外、双方の委員で構成されており、今回の答申はその双方に

者負担という国の指導はあるものの、今回の使用料改定があつても全てが賄える状況ではないため、基準外の繰り出しがなくなるわけではなく、改定後もある程度の基準外の繰り出しが事業運営していく上では必要と考えている。

厚生文教常任委員会

委員長 松野 久郎

副委員長 佐藤 秀行

委員 佐藤龍彦・伊藤勝美

委員 沼倉啓介・平間知一

委員 菊地忠久・大町栄信

委員 佐久間儀郎

◎白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔質疑〕放課後児童支援員の該当要件に「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの」が追加されたが、本項目を追加した理由を伺う。

〔答弁〕これまで、中学校卒業の学歴の方については、いくら能力のある方であっても支援員になることができなかったが、地方から国への提案により、要件を満たせば支援員の資格を有することができるよう法律の改正がなされたため、本項目を追加したものである。

〔質疑〕統廃合される南中学校及び白川中学校について、今後の跡地利用の具体的な進捗状況を伺う。
〔答弁〕南中学校については、宮城県の特別支援学校として活用するという案がある。県の教育庁に対して要望は出しているが、流動的な段階であり、現在、協議が続いている。

〔質疑〕放課後児童支援員の該当要件における市長が適当と認める場合の客観的な基準は設けるのか。
〔答弁〕適当と認める具体的な方法として、勤務経験や日頃の子ども達への接し方、本人の意欲を勘案し、また、支援員の勤務先にもヒアリングを行うことにより判定していきたいと考えている。

〔質疑〕跡地利用については、地域の方々の考えや行政側の考えがあると、民間事業者といった外部にも広く情報を発信し、活用していくべきではないか。

◎白石市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例
◎白石市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

〔答弁〕今後、地域の声、庁内の意見を聞きながら跡地利用を進めていくにあたり、民間等も視野に入れ、検討していきたい。